

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社名古屋銀行			コード	8522
提出日	2023/5/31	異動（予定）日	2023/6/23		
独立役員届出書の提出理由	・ 定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されたため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	宗方 比佐子	社外取締役	○												○			訂正・変更	有
2	絹川 幸恵	社外取締役	○												○			新任	有
3	長谷川 信義	社外取締役	○												○			訂正・変更	有
4	近藤 堯夫	社外取締役	○												○			訂正・変更	有
5	阪口 正敏	社外取締役	○												○			訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	宗方比佐子氏は預金等の経常的な取引があります。また、同氏は当行の取引先である学校法人金城学院の理事を務めておりました。当行と学校法人金城学院との間に預金取引はありますが、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	宗方比佐子氏は、社会心理学、産業・組織心理学を専門分野として女性のキャリア発達、女性管理職・女性リーダー、職場のメンタルヘルス等を幅広く研究され、大学教授に加えて学校法人の理事や特命副学長等の重職を歴任されるなど豊富な経験と幅広い知見を有し、当行の経営に対して適切な助言をいただけることを期待した為、社外取締役として選任しております。また、公正な立場で業務執行の妥当性等当行の経営を監督するうえでの独立性を確保しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
2	絹川幸恵氏とは預金等の経常的な取引があります。また、同氏は当行の取引先であるみずほ証券株式会社の出身者であります。同社とは当行の従業員持株会の事務代行業務等の取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	絹川幸恵氏は、金融業務の重職を歴任し、愛知県における金融マーケットも熟知され、現在は企業経営者として豊富な経験と幅広い知見を有し、当行の経営及びダイバーシティへの助言・提言、業務執行に対する監督等に貢献いただけることを期待した為、社外取締役として選任しております。また、公正な立場で業務執行の妥当性等当行の経営を監督するうえでの独立性を確保しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
3	長谷川信義氏は預金等の経常的な取引があります。また、同氏は当行の取引先である愛知県及び愛知県信用保証協会の出身者であります。当行は愛知県の公金の収納事務を取り扱うほか、預金等の取引を行っております。愛知県との取引は、その性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。愛知県信用保証協会は、中小企業者が当行をはじめとする金融機関から事業資金を借入れる際に公的な保証人となって借入れを容易にする保証機関であり、金融の円滑化を図ることを目的として信用保証協会法によって設立された公的機関であります。同協会との取引は、当行からの中小企業者の借入にかかる保証のほか、主に預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	長谷川信義氏は、愛知県庁等において重職を歴任され、豊富な経験と幅広い知見を有しており、また愛知県信用保証協会では理事長を務められ財務・会計に関する適切な知見も有しており、当行の監査に反映していただくことを期待した為、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、公正な立場で業務執行の妥当性等当行の経営を監督するうえでの独立性を確保しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
4	近藤堯夫氏とは預金等の経常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	近藤堯夫氏は、法曹界における豊富な経験と幅広い知見を当行の監査に反映していただくことを期待した為、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、公正な立場で業務執行の妥当性等当行の経営を監督するうえでの独立性を確保しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
5	阪口正敏氏とは預金等の経常的な取引があります。また、同氏は当行の取引先である中部電力株式会社出身者であります。同社と当行の間において融資取引及び預金取引がありますが当行は主要行ではありません。取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	阪口正敏氏はこれまで企業経営者として重職を歴任され、豊富な経験と幅広い知見を有していることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、公正な立場で業務執行の妥当性等当行の経営を監督するうえでの独立性を確保しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

社外取締役の独立性判断基準として、以下を定めております。

- (1) 当行又は当行子会社の業務執行者に一度も該当していないこと。
- (2) 最近5年間に於いて当行の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主）の役員等又は使用人でないこと。
- (3) 当行の主要な取引先（直近3事業年度のいずれかに連結総売上高の2%以上の支払いを当行又は当行子会社から受けた先。直近3事業年度のいずれかに連結総営業経費の2%以上の支払いを当行が行っている先。当行又は当行子会社から直近3事業年度の平均で年間10百万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付・助成を受けている組織）の業務執行者でないこと。
- (4) 相互に役員を派遣する先の役員等でないこと。
- (5) 最近3年間に於いて、当行を主要行とする先（資金調達において必要不可欠な金融機関として代替性がない程度に依存している先）の役員等又は使用人でないこと。
- (6) 当行から多額の報酬を受ける者でないこと。
- (7) 上記(1)～(6)の近親者（配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族）でないこと。
- (8) 当行の一般株主全体との間で上記(1)～(7)までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある人物でないこと。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。